

平成22年4月12日

「広報」について（概要）

厚生労働省 新型インフルエンザ対策推進本部

広報の目的

◆ 基本的考え方

- 国民の一人一人が、正確な知識に基づき適切に行動することで、はじめて感染拡大の防止が可能となる。
 - ⇒ ・迅速に正確な情報を国民に提供
 - ・継続的に国民の意見を把握
 - ・国民が主体的に対策に参画

◆ 具体的目標

- 感染予防のための基本メッセージの着実な伝達
(手洗い、うがい、罹患した際の咳エチケットや外出自粛など)
- 基礎疾患等をお持ちの方々への注意喚起
(インフルエンザ様症状が生じた際の早期受診・早期治療など)
- 国民の相談に対する適切な情報提供体制を構築し、的確な行動を促進

広報の内容

新型インフルエンザ発生以前

◆ 事前準備

- 専門家との意見交換（新型インフルエンザ専門家会議：2008年5月～12月まで計6回）
- 「情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン」作成
- 電話対応システム構築を検討（相談案件の回答のデータ化と分析）
- ワクチンの優先順位についての「国民的な議論」のあり方について、コンセンサス会議などいくつかのモデルを検討

◆ 広報活動

- 新型インフルエンザ対策推進室長が、厚生労働記者会への定例記者会見を開催（2週間に一度）。随時、記者の方を対象に勉強会を実施
- 一般的な広報活動
 - ・新聞突き出し、インターネットTV作成、パンフレット、DVD作成
 - ・医療従事者向けの広報として、医療専門雑誌に連載
 - ・BCP（事業継続計画）策定促進のための講演活動（2008年4月以降）
- 自治体への広報
 - ・国立保健医療科学院の講座で、自治体・保健所の職員に説明（年間3回）
 - ・2009年2月の行動計画とガイドライン改正に先立ち、同年1月に都道府県担当者への説明

新型インフルエンザ発生以後

◆ 広報活動

- 事務方による記者会見を定例・定時化（4月25日から1日2回、4月27日から1日1回、以後段階的に縮小）
- 重要な発表は厚生労働大臣自身が記者会見を開催（実施日時は参考資料参照）
- 一般的な広報活動
 - ・新聞の全面広告、CM、DVD、フラッシュコンテンツ、ポスター、インターネットTV、パンフレット等の作成
 - ・YOU TUBEの活用
 - ・6月の基本的対処方針及び運用指針改訂に際し、解説動画を作成・公開
 - ・ホームページの再構成
 - ・主要週刊誌の編集部を訪問し、取材対応などについて意見交換
- ワクチンに関する広報活動
 - ・優先接種の考え方や実際の優先順位などについて、意見交換会などの資料や議事録を、ホームページへ公開
 - ・ワクチン関連の新聞広告、パンフレットの制作
 - ・ワクチン接種開始後は、安全性関連情報（検討会報告）を公開